

# 流域治水について

## 要旨

○近年激甚な水害が頻発しており、今後の気候変動による**水災害リスクの増大**に備えるためには、河川管理者等による治水対策に加え、**あらゆる関係者(国、都道府県、市町村、住民等)**により流域全体で水害を軽減させる「**流域治水**」へ転換することによって、効率的・効果的な安全度向上を図る。

## 流域治水への転換

### ① 氾濫をできるだけ防ぐ ・減らすための対策

(ためる、しみこませる)[国・市、企業、住民]  
雨水貯留浸透施設の整備、  
田んぼやため池等の治水利用  
※グリーンインフラ関係施策と併せて推進

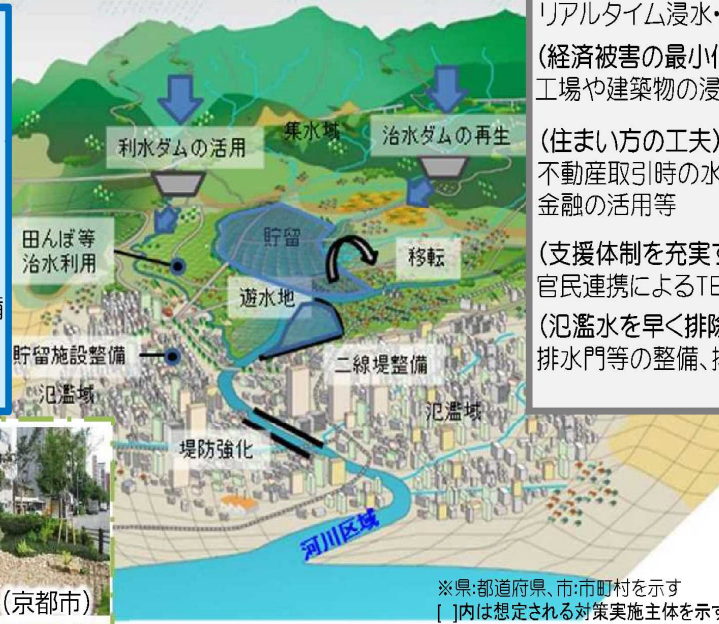
### ② 被害対象を減少させる ための対策

(よりリスクの低いエリアへ誘導)  
土地利用規制、移転促進、金融による  
誘導の検討等 [市、企業、住民]  
(被害範囲を減らす)二線堤等の整備[市]

### ③ 被害の軽減、早期復旧 ・復興のための対策

(土地のリスク情報の充実)[国・県]  
水災害リスク情報の空白地帯解消等  
(避難体制を強化する)[国・県・市]  
河川水位等の長期予測の技術開発、  
リアルタイム浸水・決壊把握  
(経済被害の最小化)[企業、住民]  
工場や建築物の浸水対策、BCPの策定  
(住まい方の工夫)[企業、住民]  
不動産取引時の水害リスク情報提供、  
金融の活用等  
(支援体制を充実する)[国・企業]  
官民連携によるTEC-FORCEの体制強化  
(氾濫水を早く排除する)[国・県・市等]  
排水門等の整備、排水強化

(ためる)  
[国・県・市、利水者]  
利水ダム等において貯  
留水を事前に放流し水  
害対策に活用  
遊水地等の整備・活用[国・県・市]  
(安全に流す)[国・県・市]  
河床掘削、砂防堰堤、雨水排水施設等の整備  
(氾濫水を減らす)[国・県]  
「粘り強い堤防」を目指した堤防強化等



### グリーンインフラの活用

自然環境が有する多様な機能を活用し、雨水の貯留・浸透を促進



※県・都道府県、市・市町村を示す  
[ ]内は想定される対策実施主体を示す

## 県内の状況（一級水系）

県内**6**水系において**5**つの「**流域治水協議会**」が設置されており、令和3年3月に「**流域治水プロジェクト**」を策定・公表済み。

< 各種協議会 >

| 河川名     | 協議会名             |
|---------|------------------|
| 山国川     | 山国川流域治水協議会       |
| 大分川・大野川 | 大分川・大野川水系流域治水協議会 |
| 番匠川     | 番匠川流域治水協議会       |
| 筑後川     | 筑後川・矢部川流域治水協議会   |
| 五ヶ瀬川    | 五ヶ瀬川水系流域治水協議会    |

< 協議会構成員 >

|                              |                                |
|------------------------------|--------------------------------|
| 国土交通省九州地方整備局<br>〇〇河川国道事務所 所長 | 大分県 土木建築部<br>公園・生活排水課 課長       |
| 〇〇市 市長                       | 大分県 土木建築部<br>建築住宅課 課長          |
| 気象庁 大分地方气象台 台長               | 大分県 土木建築部<br>都市・まちづくり推進課<br>課長 |
| 〇〇森林管理署 総括治山技術官              | 大分県 農林水産部<br>農村基盤整備課 課長        |
| 森林整備センター<br>大分水源林整備事務所 所長    | 大分県 農林水産部<br>森林整備室 室長          |
| 大分県 生活環境部<br>防災対策企画課 課長      | 大分県 農林水産部<br>森林保全課 課長          |
| 大分県 土木建築部<br>河川課 課長          | 大分県 〇〇振興局<br>農村基盤部 部長          |
| 大分県 土木建築部<br>砂防課 課長          | 大分県 〇〇土木事務所 所長                 |

# 流域治水について（大分県での取組方針等）

## 二級水系における「流域治水プロジェクト」の進め方

国土交通省より令和2年6月10日付け国水河計第17号外にて、二級水系においても**流域治水の全体像**をとりまとめ、各流域毎の「**流域治水プロジェクト**」を策定・公表するよう通知された。  
これに伴い、すでに取組を行っている一級水系を参考に関係地方公共団体等と連携して策定・公表を進めるもの。

### 1.取組の方針

- 対象（国土交通省通知）は河川整備計画（策定予定含む）に基づき河川整備を予定している水系  
⇒**県内9水系**（右図記載）  
**東部：武蔵川、高山川、八坂川、安岐川（※策定中）の4水系**  
（※北部、中部については省略）  
東部地区には上記以外にも多数2級水系があり、水害の軽減のためには上記水系以外においても流域治水への取組が重要であるため、**圏域全体で流域対策に取り組む**。
- 策定・公表は水系毎が基本（国土交通省通知）だが、大分県では既存の減災対策協議会と同じ枠組みで設置し、圏域全体で取組む。
- 今後、新たに河川整備計画を策定した場合、圏域内に取り込む。

### 2.進め方

- プロジェクトの策定・公表の段階は下記3段階。  
第一段階：先進的に流域対策に取り組んできているモデル水系  
⇒**対象なし**  
**第二段階**：既に流域対策（治水協定等）に取り組んでいる水系  
⇒**事前放流の治水協定を締結している5水系**  
※治水協定締結済：東部（高山川、八坂川、安岐川）、桂川、臼杵川  
第三段階：残りの水系  
⇒**残り4水系**  
**ただし、圏域として取組むため第二段階とあわせて進める。**

### 3.策定・公表スケジュール

- 第二段階：令和3年概算要求前  
⇒**大分県はR3.8月の公表を目指す。**

